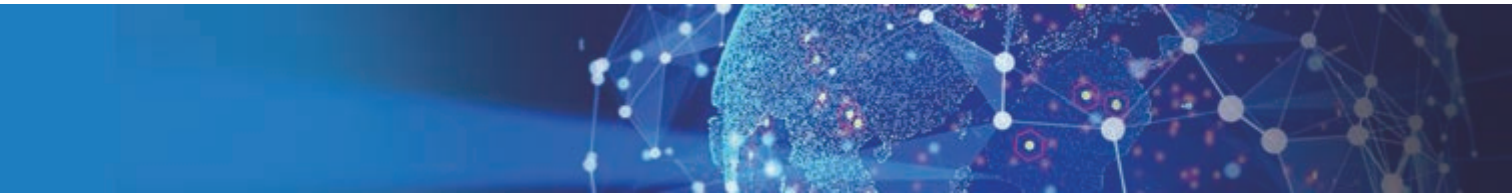
NEOBANK
住信SBIネット銀行

第16期 定時株主総会
招集ご通知



日 時

2023年６月20日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター
ROOM H+I

東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９階
東京メトロ六本木一丁目駅直結

※ ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

決議事項

第1号議案	取締役10名選任の件
第2号議案	取締役の報酬額改定の件
第3号議案	監査役の報酬額改定の件
第4号議案	取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

本総会終了後、同会場にて経営近況報告会を開催しますので、引き続きご参加下さい。詳細は８頁をご覧下さい。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7163/

住信SBIネット銀行株式会社
証券コード 7163

あまねく、
正しく、
新しく。

テクノロジーと公正の精神で、
豊かさが循環する社会を創っていく。

なぜ、テクノロジーは
進化し続けるのか。

それは、富の偏在を、拡大させていくためではない。
独占を、創出するためでもない。

意思あるすべての人に機会が恵まれ
多種多様な躍動が溢れ、
暮らしの中に豊かさが循環していく。
そのためだけに、テクノロジーは存在するべきだ。
と、私たちは考えます。

銀行の存在意義そのものである、
公共の精神を、 公正の精神を
私たちの存在意義として受け継いでいく。

独占から、公正な競争へ。
豊かさが、循環する社会へ。

創造と変革のDNA、
そしてテクノロジーと公正の精神に基づき、
豊かさが一人ひとりに行き渡っていくインフラを
創っていきます。

破壊を恐れない、勇気を持って。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お蔭様をもちまして、住信SBIネット銀行は2023年3月29日、ネット専業銀行として国内で初めて東証スタンダード市場に上場いたしました。ひとえに、皆さまのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。
コロナ禍により、キャッシュレスやデジタル化など変化のスピードが加速する中、2023年３月期は、預金残高7兆9,754億円（前年比12％増）、預金口座数614.6万口座（前年比15％増）、住宅ローン取扱高1兆4,852億円（前年比20％増）、経常利益は293.9億円（前年比26％増）とそれぞれ過去最高を達成いたしました。
また、2020年より開始した日本初のBaaS（バンキングアズアサービス）事業においても、航空、家電、不動産、生保、証券など様々な業界の大手企業を中心に累計10社とのアライアンスを実現し、事業開始２年で黒字化を達成いたしました。
今後も、お客さまに選ばれる銀行であり続けるため、テクノロジーと公正の精神で豊かさが循環する社会の実現に向け、社会への貢献に積極的に取り組むとともに、銀行を超えたテックカンパニーとしての持続的成長を実現してまいります。
より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月



住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長（CEO）
円山法昭

証券コード：7163
2023年６月１日
（電子提供措置の開始日　2023年５月25日）
東京都港区六本木一丁目6番1号

株 主 各 位

住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長　　円 山 法 昭

第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社コーポレートサイト】
https://www.netbk.co.jp/contents/company/ir/stock/meeting/

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7163/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「住信ＳＢＩネット銀行」（ＳＢＩは全角）又は「コード」に当社証券コード「7163」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年６月19日（月曜日）午後５時**までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．開催の日時	2023年６月20日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．開催の場所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM　H+I
3．目的事項	報告事項 １．第16期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第16期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　取締役10名選任の件 第２号議案　取締役の報酬額改定の件 第３号議案　監査役の報酬額改定の件 第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ⑵インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ⑶インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ⑷代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。 ⑸議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知下さい。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本招集ご通知は、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項を記載した書面を兼ねておりますが、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
　① 事業報告の「業務の適正を確保する体制及びその運用状況」
　② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
　③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日　時

2023年6月20日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）
午後5時到着分まで



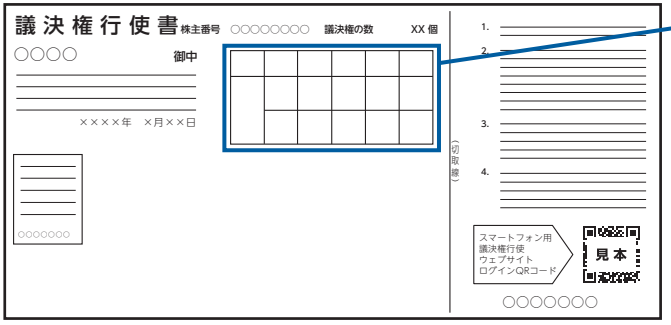
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

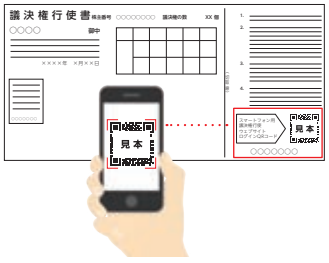
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

事前質問受付及び
インターネットでのライブ配信のご案内

本総会に先立ち、株主の皆さまから、インターネットにより事前にご質問を受け付けます。
また、株主の皆さまが、場所問わずスマートフォンやパソコンで本総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信をいたします。
ライブ配信では議決権を行使することができませんので、ご視聴される株主の皆さまにおかれましては、2023年６月19日（月）午後５時までに、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

事前質問受付期間	**2023年５月25日～2023年６月13日午後５時受付分まで**
ライブ配信日時	**2023年６月20日（火）午前10時から経営近況報告会終了まで** **（配信ウェブサイトは同日午前９時50分頃に開局予定です。）**
ご質問方法 ご視聴方法	① スマートフォン、タブレット、パソコンにて、以下のURL又はQRコードより、ウェブサイトにアクセスして下さい。 URL：https://v.srdb.jp/7163/2023soukai/ ② ウェブサイトにて、以下のID及びパスワードをご入力下さい。 ID：SSNBsoukai パスワード：20230620
ご留意事項	・いただきましたご質問は、本総会当日にご回答するか、本総会終了後に当社コーポレートサイトにご回答を掲載する予定です。なお、類似のご質問はおまとめしてご回答する他、すべてのご質問に対してご回答するものではございませんので、あらかじめご了承下さい ・ご使用の機器やインターネットの通信環境によっては、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。 ・何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社コーポレートサイトにてお知らせいたします。

経営近況報告会に関するご案内

本総会終了後、同会場にて「**経営近況報告会**」を開催いたします。

経営近況報告会は、本総会とは別に、代表取締役社長（CEO）円山法昭より、当社グループの事業内容、最近の経営状況、今後の展望などについてご説明するものです。

本総会に引き続いて、ご参加いただきますようお願いいたします。



（当社代表取締役社長（CEO）　円山法昭）

ご留意事項

・経営近況報告会は、本総会に引き続きインターネットライブ配信いたします。配信サイト、ログインID、パスワードは株主総会と同じです。

・本総会同様、事前質問を受け付けます。類似のご質問はおまとめしてご回答する他、すべてのご質問に対してご回答するものではございませんので、あらかじめご了承下さい。

株主総会参考書類

第1号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において本総会への議案上程を決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任年数
1	再任 山田 健二（やまだ けんじ）	代表取締役会長	2年2か月
2	再任 円山 法昭（まるやま のりあき）	代表取締役社長	9年2か月
3	再任 横井 智一（よこい ともかず）	取締役兼常務執行役員 コーポレート本部長	13年11か月
4	再任 小崎 元（おざき げん）	取締役兼常務執行役員	3年5か月
5	再任 米山 学朋（よねやま まなとも）	社外取締役　社外取締役	2年2か月
6	再任 朝倉 智也（あさくら ともや）	社外取締役　社外取締役	1年5か月
7	再任 町田 行人（まちだ ゆきひと）	社外取締役　社外取締役　独立役員	2年5か月
8	再任 八田 斎（はった ひとし）	社外取締役　社外取締役　独立役員	2年5か月
9	再任 武田 知久（たけだ ともひさ）	社外取締役　社外取締役　独立役員	2年5か月
10	再任 森山 保（もりやま たもつ）	社外取締役　社外取締役　独立役員	2年5か月

※在任年数は、本総会終結時までの年数です。

候補者番号 1



山田 健二（やまだ けんじ）

再任

1962年９月23日生

取締役在任年数	2年2か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	住友信託銀行株式会社 （現：三井住友信託銀行株式会社）入社
2008年 5月	同社 川西支店長
2010年 5月	同社 神戸支店長
2013年 2月	同社 神戸支店長兼神戸三宮支店長
2013年 4月	同社 リテール企画部長
2014年 4月	同社 執行役員リテール企画部長
2015年 4月	同社 執行役員名古屋営業部長兼名古屋栄支店長
2016年10月	同社 執行役員梅田支店長兼阪急梅田支店長
2018年 4月	三井住友トラスト総合サービス株式会社取締役社長
2018年 6月	三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社 取締役社長
2021年 4月	当社 代表取締役会長（現任）

選任理由

同氏は、住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社以来33年にわたって銀行実務に関わったほか、同社グループ２社の取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。2021年から当社代表取締役会長を務め、当社経営に必要な知見も有していることから、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 2



円山 法昭（まるやま のりあき） 1965年５月12日生

再任

取締役在任年数	9年2か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社東海銀行
（現：株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入社
2000年 2月 イー・ローン株式会社
（現：ＳＢＩホールディングス株式会社）入社
2001年 4月 グッドローン株式会社
（現：アルヒ株式会社）取締役
2005年 3月 グッド住宅ローン株式会社（現：アルヒ株式会社）
代表取締役執行役員ＣＯＯ
2006年 6月 ＳＢＩホールディングス株式会社 取締役
2007年 6月 同社 取締役執行役員
2012年 4月 ＳＢＩモーゲージ株式会社（現：アルヒ株式会社）
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ兼ＣＯＯ
2013年 6月 ＳＢＩホールディングス株式会社
取締役執行役員常務
2014年 3月 ＳＢＩモーゲージ株式会社（現：アルヒ株式会社）
代表取締役会長執行役員ＣＥＯ
2014年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
2022年12月 株式会社テミクス・データ取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社テミクス・データ取締役

選任理由

同氏は、株式会社東海銀行（現：株式会社三菱ＵＦＪ銀行）に11年間勤務の後、日本初のローン比較サイトの立ち上げに参画し、その親会社の取締役として上場に貢献しました。2001年には日本初のモーゲージバンクを立ち上げ、日本のモーゲージバンク市場を創出した後、2014年から当社代表取締役社長を務めています。銀行業の知見、経営者としての十分な経験を有しており、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 3



横井 智一（よこい ともかず）

再任

1967年11月27日生

取締役在任年数	13年11か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 株式会社東海銀行
（現：株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入社
2005年 5月 グッド住宅ローン株式会社
（現：アルヒ株式会社）入社
2007年 6月 ＳＢＩモーゲージ株式会社
（現：アルヒ株式会社）取締役
2009年 6月 ＳＢＩホールディングス株式会社 入社
2009年 6月 当社 出向
2009年 6月 当社 取締役兼執行役員
2021年 1月 当社 取締役兼常務執行役員コーポレート本部長
（現任）

選任理由

同氏は、株式会社東海銀行（現：株式会社三菱ＵＦＪ銀行）に15年間勤務のうえ、モーゲージバンクで経験を積んだ後、2009年より13年にわたって当社取締役を務めております。当社取締役としての十分な経験・知見を有しており、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 4



小崎（おざき） 元（げん）

再任

1968年８月15日生

取締役在任年数	3年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 株式会社北海道拓殖銀行 入社
1998年11月 中央信託銀行株式会社
（現：三井住友信託銀行株式会社） 入社
2012年11月 当社 出向
2020年 1月 当社 取締役兼執行役員
2021年 1月 当社 取締役兼常務執行役員（現任）

選任理由

同氏は、株式会社北海道拓殖銀行に入社後、中央信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に転じ、2012年より当社に参画しております。30年以上にわたる銀行実務の経験、当社取締役として３年以上の経験を経ていることから、当社取締役としての十分な経験・知見を有しており、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 5



米山 学朋（よねやま まなとも） 1968年1月25日生

再任
社外取締役

取締役在任年数	2年2か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	住友信託銀行株式会社 （現：三井住友信託銀行株式会社）入社
2016年 1月	同社 企業金融部長
2017年 4月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 業務管理部長 三井住友信託銀行株式会社 業務管理部長
2019年 4月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社 執行役員経営企画部長
2021年 4月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務（現任） 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 （現任） 当社 社外取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務
三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、1991年に住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）に入社後、これまで海外駐在、システム開発、経営企画等の幅広い分野の要職を歴任し、2021年より同社の取締役常務執行役員を務めております。銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 6



朝倉 智也（あさくら ともや） 1966年３月16日生

再任
社外取締役

取締役在任年数	1年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月　株式会社北海道拓殖銀行 入社
1990年 1月　メリルリンチ証券会社（現：BofA証券株式会社）入社
1995年 6月　ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社） 入社
1998年11月　モーニングスター株式会社（現ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）入社
2004年 7月　モーニングスター株式会社（現ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）代表取締役社長
2005年12月　モーニングスター株式会社（現ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）代表取締役執行役員COO
2009年 5月　モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社（現：ウエルスアドバイザー株式会社）代表取締役社長（現任）
2011年 4月　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社取締役（現任）
2012年 7月　モーニングスター株式会社（現：ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社） 代表取締役執行役員社長（現任）
2015年11月　ＳＢＩエナジー株式会社 取締役（現任）
2016年 2月　ＳＢＩエステートファイナンス株式会社取締役会長（現任）
2017年 6月　ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社 取締役（現任）
2018年 3月　SBI CoVenture Asset Management株式会社（現：ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社） 取締役（現任）
2019年 2月　Carret Holdings, Inc. Director（現任）
2019年 2月　ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社 取締役（現任）
2019年 6月　ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（現：ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社） 取締役（現任）
2020年 6月　ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役（現任）
2021年12月　当社 社外取締役（現任）
2022年 7月　ＳＢＩホールディングス株式会社　取締役副社長（現任）
2023年 1月　岡三アセットマネジメント株式会社　取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
ＳＢＩホールディングス株式会社取締役副社長
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役執行役員社長
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社取締役
ウエルスアドバイザー株式会社代表取締役社長
ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社取締役
ＳＢＩエナジー株式会社取締役
ＳＢＩエステートファイナンス株式会社取締役会長
ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役
Carret Holdings, Inc. Direcor
ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社取締役
ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社取締役
ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役
岡三アセットマネジメント株式会社取締役

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、投資信託ほか金融商品に関する卓越した見識と豊富な経験を有し、2004年7月からはモーニングスター株式会社（現：ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）の代表取締役として優れた経営手腕を発揮、同社グループの強固な事業基盤を築いてまいりました。経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 7



町田（まちだ） 行人（ゆきひと） 1971年８月29日生

再任
社外取締役
独立役員

取締役在任年数	2年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1998年 3月 司法修習終了（第50期）
1998年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1998年 4月 東京シティ法律税務事務所
（現：シティユーワ法律事務所）入所
1999年 4月 西村あさひ法律事務所 入所
2003年 9月 University of Southern California
Gould School of Law(LL.M.) 留学
2004年 9月 ルバフ・ラム・グリーン・アンド・マクレー法律事務所 出向
2005年 8月 ニューヨーク州弁護士登録
2005年10月 金融庁総務企画局企業開示課 出向
2020年 1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所（現任）
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有しています。企業法務を中心とした適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。
同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

候補者番号 8



八田 斎（はった ひとし）

1955年３月21日生

再任
社外取締役
独立役員

取締役在任年数	2年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 大蔵省 入省
2008年 7月 福岡財務支局長
2009年 7月 厚生労働省労働基準局勤労者生活部長
2011年 7月 預金保険機構 財務部長
2013年 7月 横浜税関長
2014年10月 金融先物取引業協会 事務局長
2016年 5月 ライフネット生命保険株式会社 顧問
2016年 6月 ライフネット生命保険株式会社 常務取締役執行役員
2016年10月 ライフネット生命保険株式会社 常務取締役執行役員 ＣＣＯ兼ＣＩＳＯ
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験があります。金融行政や金融事業での経営経験を踏まえたコンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に対する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。行政での豊富な経験、上場会社の取締役としての経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

候補者番号 9



武田 知久（たけだ ともひさ）

1957年11月８日生

再任
社外取締役
独立役員

取締役在任年数	2年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本銀行 入行
2003年 4月 同行 高松支店長
2005年 4月 政策委員会室参事役
2006年 4月 政策委員会室審議役（組織運営調整）
2010年 7月 システム情報局長
2013年 4月 日本銀行理事
2018年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会入会）
武田知久法律事務所 所長（現任）
2021年 1月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
武田知久法律事務所弁護士

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、日本銀行入行後、政策委員会室審議役（組織運営調整）、システム情報局長を経て、同行理事を歴任し、弁護士の資格も有しています。システムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等を有することから、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。金融行政等にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

候補者番号 10



森山 保（もりやま たもつ） 1973年３月24日生

再任
社外取締役
独立役員

取締役在任年数	2年5か月(本総会終結時)
所有する当社の株式数	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会への出席状況	23回／23回（100%）

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1994年10月　太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2001年 1月　スターンスチュワート 入社
2002年 1月　野村企業情報株式会社（現：野村證券株式会社）入社
2007年 1月　フロンティア・マネジメント株式会社 入社
2013年 4月　マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 設立 代表取締役社長（現任）
2015年 8月　株式会社プロポライフ（現 株式会社プロポライフグループ）社外取締役（現任）
2021年 1月　当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役社長
株式会社プロポライフグループ 社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

同氏はM&Aアドバイザーとして豊富な経験・実績を有する企業の代表取締役を務めています。企業経営に加えて、公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績もあり、当社の中長期戦略やグループ経営方針等に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。企業経営者及び金融機関経営にかかる豊富な経験を踏まえて、当社の経営に対する助言及び監督を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．米山学朋氏、朝倉智也氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、米山学朋氏、朝倉智也氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4．町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5．当社は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。山田健二氏、円山法昭氏、横井智一氏、小崎元氏、米山学朋氏、朝倉智也氏、町田行人氏、八田斎氏、武田知久氏及び森山保氏は、現在当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、各氏が再任された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）取締役候補者指名手続き及び社外取締役選任基準、独立性判断基準

取締役候補者指名手続き

取締役候補者の指名に当たっては、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会において協議し、審議プロセスの高い透明性と客観性を確保します。

社外取締役選任基準

会社経営やFinTechに関する見識、弁護士・会計士等の専門分野での経験・見識、金融機関のリスク管理や金融行政に関する経験・見識等を選任要件に設定し、人物や資質について考慮のうえ候補者としています。
また、独立社外取締役の候補者の指名に当たっては、当社が定めた社外役員にかかる独立性判断基準に基づき、当社からの独立性を有し、株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者とします。

独立性判断基準

1．以下のいずれの要件にも該当しない場合、当該候補者は十分な独立性を有するものと判定する。
　A）現在又は就任の前10年間、当社、当社の子会社及び関連会社、当社のその他の関係会社、当該その他の関係会社の子会社、当社のその他の関係会社の親会社、又は当該親会社の子会社の役員（注１）又は業務執行者（注２）でないこと
　B）現在又は就任の前３年間、当社の主要株主（注３）でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
　C）現在又は就任の前３年間、当社又は当社の子会社を主要な取引先（注４）とする者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
　D）現在又は就任の前３年間、当社又は当社の子会社の主要な取引先でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
　E）現在又は就任の前の３年間、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭（注５）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう）でないこと
　F）現在、当社又は当社の子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等でないこと、又は就任の前３事業年度において当該社員等として当社又は当社の子会社の監査業務に従事した者でないこと
　G）現在又は就任の前３年間、当社又は当社の子会社から多額の寄付（注６）を受けている者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
　H）上記Ａ～Ｇの者（重要（注７）でない者を除く）の近親者（配偶者又は、２親等内の親族又は同居の親族）でないこと
2．上記のいずれかの要件に該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしく利益相反が生じるおそれがないと当社が考える者については、その理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

(注) 1．取締役（独立社外取締役を除く）及び監査役（独立社外監査役を除く）
　2．業務執行取締役、執行役、執行役員、若しくは支配人その他の使用人
　3．総議決権の10%以上を保有する株主
　4．過去３事業年度における当該取引先との取引において、当社及び当社の子会社の支払額が当該取引先の連結総売上高の２％以上であること、又は当社及び当社の子会社の受取額が当社の経常収益の２％以上であること
　5．対象者が個人の場合は、当社及び当社の子会社から収受する金銭が年間1,000万円以上であること、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の２％以上を占めること
　6．寄付先が個人の場合は、過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上であること。法人の場合は、過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の２％以上のいずれか大きい額以上であること
　7．法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者、組合・学校等においては、理事相当職であること

（ご参考）取締役候補者に当社が特に期待する分野（最大４つ）

取締役候補者 分野/現在の地位	 **山田健二** 代表取締役会長	 **円山法昭** 代表取締役社長	 **横井智一** 取締役兼 常務執行役員	 **小崎元** 取締役兼 常務執行役員
会社経営	●	●		
金融	●	●	●	●
法務 コンプライアンス リスクマネジメント	●		●	●
財務会計				
テクノロジー		●		
イノベーション		●		

※上記は取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

					
米山学朋 社外取締役	**朝倉智也** 社外取締役	**町田行人** 独立社外取締役	**八田斎** 独立社外取締役	**武田知久** 独立社外取締役	**森山保** 独立社外取締役
	●				●
●	●	●	●	●	●
●		●	●	●	
					●
●				●	

第2号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2017年６月30日開催の第10期定時株主総会において、年額220百万円以内とご承認を頂いておりますが、今般、取締役の報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）に改定いたしたいと存じます。また、本取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の株式上場による経営環境等の変化を背景に、企業価値の持続的な向上を促進させるために必要な取締役の個人別報酬額について、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で適切な報酬額を検討し、本総会への議案上程を決定したものです。また、本議案及び第４号議案が承認された場合は、本招集ご通知41頁に記載の役員報酬の基本方針について、本招集ご通知28頁（ご参考）に記載のとおり改定することを予定しており、本議案は改定後の役員報酬の基本方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっています。よって、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役６名）であり、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役６名）となります。

第3号議案　監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額は、2006年４月３日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とご承認を頂いておりますが、当社の株式上場による経営環境等の変化を背景に、監査役の職責重要性も増加していることから、監査役の報酬額を年額70百万円以内と改定いたしたいと存じます。なお、現在の監査役は4名であり、本総会終了後も変更はございません。

第4号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2017年６月30日開催の第10期定時株主総会において、年額220百万円以内とご承認を頂いております（第２号議案をご承認頂きました場合は年額350百万円以内、うち社外取締役分100百万円以内となります。）。今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案は、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において本総会への議案上程を決定したものです。また、第2号議案及び本議案が承認された場合は、本招集ご通知41頁に記載の役員報酬の基本方針について、本招集ご通知28頁（ご参考）に記載のとおり改定することを予定しており、本議案は改定後の役員報酬の基本方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっています。よって、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役６名）であり、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役６名）となります。

１　本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分するものです。

対象取締役に割り当てるために発行又は処分される普通株式の総数は、１事業年度13.8万株以内とします。ただし、この上限数は、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとします。

また、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日の取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該金額に割り当て株式数を乗じて得られる額を金銭報酬債権の額といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

2　対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任（退任と同時に取締役又は執行役員に再任し、又は、就任する場合を除く。以下同じ。）した直後の時点（当該時点が、対象取締役が本株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過する以前の場合にあっては、対象取締役が本株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過した日）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が本株式の割当てを受けた日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。また、当社は、対象取締役が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合、合理的に定める数の本株式につき、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 本株式の無償取得

①当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

②対象取締役が本譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合等の一定の事由に該当した場合、当社は、対象取締役が当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

③対象取締役が本譲渡制限期間中に当社の事業と競業する業務に従事したと当社の取締役会が認めた場合等一定の事由に該当した場合、当社は、対象取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、本株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する（ただし、当該解除をすべき時点が、対象取締役が本株式の割当てを受けた日の属する事業年度経過後3か月経過する以前の場合にあっては、本譲渡制限を解除しない。）。また、この場合、当社は、本譲渡制限が解除すべき時点の直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

（ご参考）役員報酬の基本方針の改定案

当社は、第2号議案及び第4号議案が承認された場合、本招集ご通知41頁に記載の役員報酬の基本方針を、以下のとおりに改定することを予定しております。

【改定案】

（役員報酬の基本方針）
当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。
（原則）
企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度とすること
業務執行および監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

【取締役報酬の決定方針】
（各報酬の決定方針）
固定報酬（金銭）
・取締役が果たすべき役割に応じて、監督給と執行給に区分して支給する
・監督給は取締役の監督業務にかかる報酬とし、監督業務の責任負担に応じた固定額を設定する
・執行給は各取締役の業務執行にかかる報酬とし、各事業年度の業績水準等を踏まえたうえで、各取締役の業務執行への貢献度、責任度などを勘案し、役位職責に応じた固定額を設定する
・固定報酬（金銭）は、各取締役の職責に応じて、固定報酬（株式）に振り替えることがある
固定報酬（株式）
・固定報酬（株式）は譲渡制限付株式報酬制度とし、取締役（社外取締役を除く）に対し、退任時までの譲渡制限期間が設定された当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を付与するものであり、固定報酬（株式）を含めた取締役報酬額の上限は年350百万円以内で、付与する株式の上限は年13.8万株以内とする
・固定報酬（株式）として支給する取締役個人別の金銭報酬債権額は、取締役の職責役位に応じて決定する
報酬の割合の決定に関する方針
・固定報酬（金銭）と固定報酬（株式）の割合は、取締役の職責役位に応じて決定する
報酬を与える時期の決定に関する方針
・固定報酬（金銭）は毎月、固定報酬（株式）は原則として毎年支給する
取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法（上記の内容を除く）
・取締役の報酬の具体的な支給額は、委員長を独立社外取締役、委員の過半を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において取締役会の決議により決定する

【監査役報酬の決定方針】
・監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定する

［添付書類］

第16期 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

《企業集団の主要な事業内容》

当社グループは、当社、連結子会社６社及び持分法適用関連会社１社で構成され、主にスマートフォンアプリ・インターネット経由で、預金業務・貸出業務等の銀行業務、クレジットカード業務、銀行が提供する機能やサービスを、システムを通じて様々な企業へ提供するBaaS（バース、Banking as a Service）事業等の金融サービスを提供しております。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

《金融経済環境》

当連結会計年度を振り返りますと、国内の新型コロナウイルスの行動制限は緩和され、世界的にも行動規制緩和・撤廃の動きが継続している状況です。一方、インフレ圧力の高まりによる諸外国の金利引上げ等の金融政策の変更や、ウクライナ情勢の悪化等による国内外の景気影響が懸念される状況です。

日本経済においては、新型コロナウイルス蔓延に起因する過度な景気後退懸念は後退しておりますが、金融資本市場においては、2022年12月の日本銀行の金融政策決定会合で、イールドカーブコントロール（長短金利操作）の10年物日本国債金利の変動幅が「±0.25%」から「±0.50%」に変更されたことを受けて、一時、市場では変動幅上限の0.50%に近い水準まで日本国債10年物金利が上昇し、日本銀行総裁人事や新総裁による政策修正への思惑によって市場金利が変動する状況になりました。

米国においては、急速なインフレ抑制を主目的として、米国連邦準備制度理事会（FRB）の連邦公開市場委員会は、政策金利であるフェデラル・ファンド（FF）金利の誘導目標を大幅に引き上げました。その後、米国及びスイスの一部の銀行において経営状況が悪化し、破綻処理又は他行と救済合併される事態となり、景気悪化が懸念される状況となりました。

為替市場は、当連結会計年度期初のドル円（日本銀行、ドル円スポット17時）が122.64円だったのに対し、期末時点では133.12円となりました。

株式市場においては、諸外国の市場へ供給する資金量の削減や利上げ等の影響による景気後退懸念が高まっておりますが、日経平均株価は当連結会計年度期初始値の２万7,624円から期末時点終値の２万8,041円の間で推移しました。

《企業集団を巡る事業の成果》

このような金融経済環境のもと、当連結会計年度における損益の状況につきましては、経常利益が293億円（前年同期比26.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が199億円（同16.5%増）となりました。これは、当社の主力商品である住宅ローンの好調に加え、顧客基盤の拡大やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料の増加が寄与したものです。

当連結会計年度における報告セグメントの状況につきまして、デジタルバンク事業については、主力

事業である住宅ローンの実行による貸出事務手数料やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料といった役務取引等収益の増加や、海外の市場金利上昇を背景とした資金利益の増加などが寄与し、業務粗利益が589億円（同11.8％増）、広告宣伝費等の増加や事務関連の業務委託費用の増加等の結果として、経費等は308億円（同11.6％増）、経常利益は280億円（同12.0％増）となりました。BaaS事業については、銀行本体での口座数増加によるアカウント手数料増加や住宅ローンの実行による手数料増加の他、当社の連結子会社であるネットムーブ株式会社の業績が好調であったことなどから、業務粗利益が48億円（前年同期比161.9％増）、継続的なシステム投資に加え「NEOBANK®」サービスに係る広告宣伝費等により経費等は36億円（同0.3％増）、経常利益は12億円（前年同期比29億円の改善）となりました。

なお、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は132円18銭となりました。

当連結会計年度における資産負債の状況につきまして、総資産は前連結会計年度末比1,449億円増加し８兆6,790億円となりました。このうち、現金預け金につきましては同6,669億円減少し１兆1,004億円、貸出金につきましては住宅ローン等への積極的な取組みにより同１兆2,040億円増加し６兆5,948億円、有価証券は再投資の難しい運用難の環境を背景に同2,458億円減少し5,587億円となりました。一方、負債は同1,586億円増加し８兆5,473億円となりました。このうち預金につきましては普通預金や円定期預金等を中心に同8,628億円増加し７兆9,754億円となりました。また、債券貸借取引受入担保金は同2,239億円減少し1,458億円、借用金は4,864億円減少し3,000億円となりました。純資産は親会社株主に帰属する当期純利益199億円を計上したことや、利益剰余金を原資とする300億円の現金配当の実施、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同137億円減少し1,316億円となりました。

《企業集団を巡る事業の経過等》

当社グループは、2007年９月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本的コンセプトとして、その実現に力を注いでまいりました。多くのお客さまからご支持をいただいた結果、当連結会計年度末日現在における口座数は614万件、預金総額は７兆９千億円台となりました。

当社の主力商品である住宅ローンでは、より多くのお客さまに当社商品を提供できるよう当連結会計年度も銀行代理業者による店舗網拡大を進めており、当連結会計年度を通じて多くの企業と新たな銀行代理業委託契約を締結しております。こうした取組みの結果、2023年３月には開業来の住宅ローン累計取扱額が９兆円を突破しました。BaaS事業においては、2022年６月に株式会社髙島屋の顧客向け銀行及び積立サービス「高島屋NEOBANK」、2022年10月にＳＢＩレミット株式会社の顧客向け銀行サービス「ＳＢＩレミット支店」、2023年１月に第一生命保険株式会社の顧客向け銀行サービス「第一生命NEOBANK」、2023年３月にファイターズファンの皆さまのための銀行サービス「FNEOBANK(エフネオバンク)」、株式会社GA technologiesと不動産投資家向けネット銀行「RENOSY BANK（リノシーバンク）」の提供を開始しております。引き続き、当社は様々な企業に対し、当社の金融インフラをBaaS（Banking as a Service）として提供し、より多くのお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスの提供を推進してまいります。

今後も引き続き、「住信ＳＢＩネット銀行のフィデューシャリー・デューティーに関する取組みについて」にも掲げている「お客さま中心主義」を事業活動の原点に、インターネットの利便性を最大限活用し魅力ある金融サービスの開発・改善を進めてまいります。

《対処すべき課題》

当社の開業以降、インターネットを活用した金融取引の拡大、スマートフォンやタブレットの普及、近年ではFinTech事業領域における他業種からの参入活発化や国内IT企業や地方銀行によるインターネット専業銀行への参入など、銀行業界においても環境変化が大きく進展しつつあります。当社の経営理念である「金融業における近未来領域の開拓と革新的な事業モデルの追求」「お客さま、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値の創造」のもと、これからも「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、更なる利便性の向上と、安定した経営管理・組織運営の実現を目指してまいります。
現在、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により、経済・社会の先行きが不透明な状況が続いております。当社グループは、インターネット専業銀行として着実に業務を継続することにより、銀行機能を提供するインフラ企業として、引き続きお客さまを適切にサポートしてまいります。当社グループにおいては、非対面取引の浸透により口座開設数の増加やインターネット経由の取引増加などといった影響も見られており、現時点では当社グループの経営基盤への影響は限定的と認識していますが、今後の経済環境や感染状況の変化等によっては、影響が生じる可能性があります。

当社グループが、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は次頁のとおりです。

①新時代における革新的なビジネスモデルの創造

2022年12月の日本銀行の金融政策決定会合で、イールドカーブコントロール（長短金利操作）の10年物日本国債金利の変動幅が「±0.25%」から「±0.50%」に変更されたものの、我が国ではマイナス金利政策が長期化しており、従来の預金貸出金を中心とした利鞘確保による収益モデルでは、今後の利益成長を継続することが難しいということを課題認識しております。また、近時はインターネット専業銀行についても競争が激しくなってきていると認識しております。そうした中、当社グループは、BaaS事業に限らずに、革新的なビジネスモデルを構築していくことで、従来型の金融収益ではない、非金利収益を積み上げることにより、さらなる利益成長を継続してまいります。

また、当社グループは、APIやクラウド等の先進的なIT技術の活用とお客さま中心の文化を組み合わせることで、デジタルバンク事業の拡大や、より付加価値の高い商品提供を行ってまいりました。当社グループは、新たな価値を創造することを目指し、テクノロジー活用のもと、経費率を低く抑え、高い従業員あたり実質業務純益を実現する等、効率的な事業運営を実現します。当社グループは、高品質なユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス（UI/UX）、AWS（Amazon Web Services）のクラウド、APIやAI・ビッグデータ等の先進的・効率的な技術をいち早く取り入れ、スピーディに新たな価値を創造することに、引き続き取り組んでまいります。

②安定した収益基盤・顧客基盤の確立

当社グループは、お客さまのライフステージに沿った商品提供やお客さまの利便性を追求した新サービスの投入により、収益基盤・顧客基盤の構築を進め、より安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

当社の特徴の一つが「安定的に堅調な業績成長をあげている」という点です。当社グループの2018年３月期から2023年３月期までの同期間の年平均成長率は、業務粗利益が9.7%、経常利益が13.6%、親会社株主に帰属する当期純利益が13.7%となり、預金口座数の同期間の年平均増加率が13.8%となりました。

主力商品である住宅ローンでは、商品性の見直しや顧客サポート態勢の充実、販売チャネルの拡大、さらにはBaaS事業における株式会社ヤマダホールディングスや株式会社オープンハウスグループのような住宅関連事業を行う提携先との提携の拡大により、一層の残高積上げと収益力の向上に取組んでいるほか、AI審査モデル等の自社テクノロジーや優良な顧客基盤の効果により、当社の住宅ローンの2023年３月末の期待損失率（注）は0.02%に留まっております。また、コンシューマーローンでは、グループ連携などによる取引先開拓、商品力の訴求等による残高積上げ、収益力の強化を図ってまいります。その他、クレジットカードやデビットカード等の決済ビジネスの拡充、FinTech領域における積極的な取組み等により、顧客の利便性向上を図りつつ、安定した手数料収益の積上げに努めてまいります。

BaaS事業においては、開業以来の取組みで培ったノウハウを活用し、より多くの提携先やその顧客に金融サービスにおける新しい価値を創造すべく、「NEOBANK®」サービスの提供に取り組んでまいります。当社が取り組む「NEOBANK®」サービスとは、提携先の顧客が提携先のサービスをご利用になる際に、それに付随する銀行サービスを当社が基盤となって提供することで、顧客がスムーズで快適にサービスを利用できる仕組みを、提携先と協同で構築するものです。これらBaaS事業はその開始後２年で黒字化を達成しております。今後もサービス提供を通じ、顧客に快適かつ便利な金融体験を提供してまいります。

(注) 期待損失率は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年３月27日金融庁告示第19号）に基づき算出された居住用不動産向けエクスポージャーのPD (Probability of Default) × LGD (Loss Given Default) により算出しております。

③経営管理態勢の強化

顧客基盤及び総資産の拡大、業務多様化、ボラタイルな市場環境により、当社グループが抱える経営管理上のリスクも変化しております。今後の事業展開と合わせ、自律的に管理態勢高度化への対応を実施してまいります。

システム面では、お客さまのお役に立つ利便性の高いサービス提供を第一に、将来のビジネスモデル実現に相応しいシステムの構築を継続的に検討するとともに、開発リスクの極小化、障害の未然防止策・発生時の拡大防止策の高度化を進めてまいります。

リスク管理面では、当社グループの保有資産に即した金利リスク管理・流動性リスク管理態勢の強化、信用リスク管理の高度化を進め、バーゼルⅢ等各種規制対応と合わせ、リスク管理強化を図ってまいります。

また、銀行代理業者の拡充に適したリスク管理態勢の構築と、金融機関に対する社会的な役割期待の高まりや近年のインターネット上の金融犯罪・サイバー攻撃等が増加傾向にあることを踏まえたセキュリティ対策の強化、顧客保護対策をより一層進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	77,737	78,754	83,527	98,052
経常利益	19,000	20,726	23,265	29,390
親会社株主に帰属する当期純利益	12,570	13,928	17,113	19,932
包括利益	11,948	14,741	11,706	16,254
純資産額	118,944	134,182	145,392	131,691
総資産	6,373,777	7,233,344	8,534,021	8,679,004

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は、2023年１月18日付の臨時株主総会決議（会社法第319条第１項に基づく書面決議）により、同日を基準日、2023年１月20日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする１株当たり198円95銭、配当金の総額30,000百万円の現金配当を実施しました。この結果、純資産が30,000百万円減少しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	5,392,277	6,293,877	7,115,850	7,977,700
定期性預金	1,612,032	1,591,515	1,641,811	1,786,215
その他	3,780,245	4,702,362	5,474,039	6,191,484
貸出金	4,043,990	4,566,789	5,409,936	6,606,594
個人向け	3,669,229	4,045,411	4,757,344	5,664,193
中小企業向け	1,976	469	43,429	36,086
その他	372,784	520,908	609,162	906,313
有価証券	645,361	692,622	813,670	568,626
国債	130,376	225,313	385,929	149,840
その他	514,984	467,309	427,741	418,786
総資産	6,373,242	7,204,724	8,533,737	8,677,604
内国為替取扱高	17,519,881	21,979,575	28,338,339	31,511,346
外国為替取扱高	百万ドル 132,953	百万ドル 213,450	百万ドル 158,064	百万ドル 285,435
経常利益	18,738	20,608	22,346	29,035
当期純利益	12,477	13,900	16,680	19,890
1株当たり当期純利益	円 銭 82 74	円 銭 92 18	円 銭 110 61	円 銭 131 90

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年１月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定し、2019年度以降の１株当たり当期純利益を遡及修正しております。

3 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	デジタルバンク事業	BaaS事業	合計
使用人数	670人	78人	748人

(注) 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当連結会計年度末
使用人数	592人
平均年齢	39歳３月
平均勤続年数	４年２月
平均給与月額	639千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。
3．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、受入出向者、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。
4．平均給与月額は、賞与を除き、時間外勤務手当等を含んでおります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 当社

①営業所数

	当連結会計年度末
本支店	店 29 (うち出張所 4)

②当連結会計年度新設営業所

営業所名	所在地
仙台業務センター	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目８番10号　あいおいニッセイ同和損保仙台一番町ビル５階
新宿営業本部	東京都新宿区西新宿四丁目34番７号　住友不動産西新宿ビル５号館１階
タカシマヤ支店	東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー18階
ＳＢＩレミット支店	東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー18階
第一生命支店	東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー18階
ファイターズ支店	東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー18階
リノシー支店	東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー18階

③銀行代理業者の一覧

氏　名　又　は　名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	銀行業
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	証券業
ＳＢＩマネープラザ株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	金融商品仲介業
グッドモーゲージ株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目５番１号	－
ＭＸモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目２番24号	機械器具小売業
株式会社アイ・エフ・クリエイト	東京都立川市曙町二丁目36番２号	損害保険代理業
吉田通信株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町５番地14	機械器具小売業
旭化成ホームズフィナンシャル株式会社	東京都千代田区神田神保町1番105号	住宅専門金融業
株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町484番地19	銀行業
ＪＡＬペイメント・ポート株式会社	東京都品川区東品川二丁目４番11号	その他の補助的金融業
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町２番５号	銀行業
株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田一丁目３番１号	銀行業
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目１番１号	銀行業
株式会社穴吹インシュアランス	香川県高松市磨屋町８番地１	生命保険媒介業
株式会社東宝ハウスフィナンシャル	東京都国分寺市本町二丁目12番２号	－
株式会社ＬＩＸＩＬ住宅研究所	東京都江東区大島二丁目１番１号	総合工事業
株式会社Ｔマネー	東京都渋谷区南平台町16番17号	電子マネー事業
株式会社髙島屋	大阪市中央区難波五丁目１番５号	百貨店業
株式会社おうちリンク	東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号	通信業
株式会社カシワバラ・アシスト	東京都港区港南一丁目８番15号	住宅専門金融業
株式会社ヤマダファイナンスサービス	群馬県高崎市栄町１番１号	住宅専門金融業
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目１番地	銀行業
株式会社ＧＯＥＳＷＥＬＬ	東京都新宿区新宿五丁目17番18号	損害保険代理業
スマートビリングサービス株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目４番10号	その他の事業サービス業
株式会社ファミリーライフサービス	東京都武蔵野市境二丁目12番13号	住宅専門金融業
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区新宿四丁目34番７号	住宅専門金融業
ＳＢＩレミット株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	資金移動業
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町１番１号	機械器具小売業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番１号	保険業
ホームファーストファイナンス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目20番２号	住宅専門金融業
株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズ	東京都港区六本木一丁目６番１号	金融事業に関する調査・開発・企画
株式会社ＧＲＩＴ	東京都港区六本木三丁目２番1号	－

④銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
三井住友信託銀行株式会社

ロ　子会社

①デジタルバンク事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社優良住宅ローン	本社 大阪支店 福岡支店	東京都新宿区 大阪市中央区 福岡市博多区
住信ＳＢＩネット銀カード株式会社	本社	東京都港区

②BaaS事業

会社名	主要な営業所	所在地
ネットムーブ株式会社	本社	東京都千代田区
Ｄａｙｔａ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社	本社	東京都港区
株式会社テミクス・データ	本社	東京都港区
株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズ	本社	東京都港区

5　企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

会社名	金額
住信ＳＢＩネット銀行株式会社	10,341

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
3．当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
住信ＳＢＩネット銀行株式会社	ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	10,010

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
3．当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの重要な設備の新設等の金額を記載しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
住信ＳＢＩネット銀カード株式会社	東京都港区	クレジットカード業務等	200百万円	100.00%	子会社
ネットムーブ株式会社	東京都千代田区	決済サービス等の金融関連業務	100百万円	100.00%	子会社
Ｄａｙｔａ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社	東京都港区	AI審査サービス等の金融関連業務等	50百万円	60.00%	子会社
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区	貸金業等	600百万円	100.00%	子会社
株式会社テミクス・データ	東京都港区	広告事業等	450百万円	95.00%	子会社　注4
株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズ	東京都港区	銀行代理業等	70百万円	100.00%	子会社　注5
ＪＡＬペイメント・ポート株式会社	東京都品川区	その他の補助的金融業	390百万円	15.06%	関連法人等

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．当連結会計年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の６社であり、持分法適用会社は１社であります。
4．当連結会計年度において株式会社テミクス・データを設立し、連結の範囲に含めております。
5．当連結会計年度において株式会社ＮＥＯＢＡＮＫサービシーズを設立し、連結の範囲に含めております。

7 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年３月29日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山　田　健　二	代表取締役会長		
円　山　法　昭	代表取締役社長	株式会社テミクス・データ　取締役	
横　井　智　一	取締役兼常務執行役員 コーポレート本部長		
小　崎　　元	取締役兼常務執行役員		
米　山　学　朋	取締役（社外役員）	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社取締役	注１
朝　倉　智　也	取締役（社外役員）	モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役副社長 ＳＢＩアセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社取締役 ＳＢＩエナジー株式会社取締役 ＳＢＩエステートファイナンス株式会社取締役会長 ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社取締役 ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役 Carret Holdings, Inc. Direcor 岡三アセットマネジメント株式会社取締役 新生インベストメント・マネジメント株式会社取締役	注１
町　田　行　人	取締役（社外役員）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士	注１、５
八　田　　斎	取締役（社外役員）		注１、５
武　田　知　久	取締役（社外役員）	武田知久法律事務所弁護士	注１、５
森　山　　保	取締役（社外役員）	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社代表取締役社長 株式会社プロポライフグループ社外取締役	注１、５

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤　田　俊　晴	常勤監査役（社外役員）	住信SBIネット銀カード株式会社　監査役	注２、５
石　崎　敏　郎	常勤監査役（社外役員）	住信SBIネット銀カード株式会社　監査役	注２、５
日　高　真理子	監査役（社外役員）	日高公認会計士事務所　所長 東ソー株式会社社外取締役 極東貿易株式会社社外取締役（監査等委員）	注　２　、 ３、５
岩　下　直　行	監査役（社外役員）	京都大学公共政策大学院教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム理事 金融庁参与 大阪大学非常勤講師 経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会WG2委員 株式会社いよぎんホールディングスアドバイザリーボード・メンバー／顧問 金融庁金融審議会委員 内閣府規制改革推進会議　委員 一般財団法人情報法制研究所上席研究員 一般財団法人LINEみらい財団理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構客員教授 国際金融都市OSAKA推進委員会　アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会委員長 ＳＢＩ金融経済研究所客員研究員	注２、５

(注)　１．取締役のうち米山学朋、朝倉智也、町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役は、すべて会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役日高真理子氏は、公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務している執行役員を除く）。
成田淳一、棚橋一之、大木浩司、木村紀義、野田典志、服部浩久、高鍋宗瑞、直海知之、府川剛士、内河直也、金岡仁、相川真一
５．当社は、社外取締役町田行人、八田斎、武田知久及び森山保の各氏並びに社外監査役日高真理子及び岩下直行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、2017年６月30日開催の第10期定時株主総会において年額220百万円以内（支給対象は取締役10名）と決議されております。2023年６月の任期までの取締役の個人別の報酬は、2022年６月28日の取締役会において、最も当社ビジネスに精通し業績貢献を踏まえた適正評価を行うことが適切であることから、取締役会長山田健二と事前に協議を行うことを条件として、報酬限度額の範囲内で代表取締役社長円山法昭に一任されています。取締役の個人別の報酬等は、当該取締役会に先立って任意の指名・報酬委員会において検討されており、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は以下の方針に沿うものであると判断しております。

なお、現在、非金銭報酬の支給はありません。

監査役の報酬は、2006年４月３日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（支給対象は監査役４名）と決議されております。各監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により各監査役への支給額を決定しています。

②役員報酬の基本方針

2022年１月25日の取締役会で「役員報酬の基本方針」を決議し、以下のとおり定めております。

イ. 役員報酬の考え方

当社は、役員報酬については、以下の考えに基づき決定します。

(1) 企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
(2) 業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
(3) 客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、任意の指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定します。この手続は指名・報酬委員会規程に定められており、指名・報酬委員会規程は取締役会決議によって変更又は改廃されます。

ハ. 報酬体系

当社の役員報酬は固定報酬である基本報酬のみとしております。非金銭報酬の支給はありません。

ニ. 報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、比較対象グループを選定し、任意の指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定します。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非金銭報酬等	その他
取締役	8人	177	177	－	－	－
監査役	4人	44	44	－	－	－
計	12人	221	221	－	－	－

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．対象役員の報酬等は固定報酬のみであり、業績連動報酬に該当する報酬はありません。
3．当社には、役員退職慰労金制度はありません。
4．期末現在の人員数は取締役10人、監査役４人であります。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の取締役が２人存在していることによります。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
米　山　学　朋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとする。
朝　倉　智　也	
町　田　行　人	
八　田　　斎	
武　田　知　久	
森　山　　保	
藤　田　俊　晴	
石　崎　敏　郎	
日　高　真理子	
岩　下　直　行	

4 補償契約

該当ありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役及び執行役員	当社は左記を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。
当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員	

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
米　山　学　朋	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社取締役
朝　倉　智　也	モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役副社長 ＳＢＩアセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役 ＳＢＩインシュアランスグループ株式会社取締役 ＳＢＩエナジー株式会社取締役 ＳＢＩエステートファイナンス株式会社取締役会長 ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社取締役 ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役 Carret Holdings, Inc. Direcor 岡三アセットマネジメント株式会社取締役 新生インベストメント・マネジメント株式会社取締役
町　田　行　人	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
八　田　　斎	
武　田　知　久	武田知久法律事務所弁護士
森　山　　保	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社代表取締役社長 株式会社プロポライフグループ社外取締役
藤　田　俊　晴	住信ＳＢＩネット銀カード株式会社　監査役
石　崎　敏　郎	住信ＳＢＩネット銀カード株式会社　監査役
日　高　真理子	日高公認会計士事務所　所長 東ソー株式会社社外取締役 極東貿易株式会社社外取締役（監査等委員）

氏名	兼職その他の状況
岩　下　直　行	京都大学公共政策大学院教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム理事 金融庁参与 大阪大学非常勤講師 経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会WG2委員 株式会社いよぎんホールディングスアドバイザリーボード・メンバー／顧問 金融庁金融審議会委員 内閣府規制改革推進会議　委員 一般財団法人情報法制研究所上席研究員 一般財団法人LINEみらい財団理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構客員教授 国際金融都市OSAKA推進委員会　アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会委員長 ＳＢＩ金融経済研究所客員研究員

（注）１．社外取締役の米山学朋は、当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員及び当該主要株主である筆頭株主の完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

２．社外取締役の朝倉智也は、当社の主要株主である筆頭株主のＳＢＩホールディングス株式会社の取締役副社長及び同社の複数の子会社等の役員であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

３．社外監査役の藤田俊晴及び石崎敏郎は、当社の子会社である住信ＳＢＩネット銀カード株式会社の監査役であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

４．上記のほか社外役員の兼職先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	指名・報酬委員会委員	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
米山　学朋	2年		取締役会23回中23回出席	銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
朝倉　智也	1年3か月		取締役会23回中23回出席	経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております
町田　行人	2年3か月	委員	取締役会23回中23回出席	金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有する法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
八田　　斎	2年3か月	委員長	取締役会23回中23回出席	金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験に基づき、コンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
武田　知久	2年3か月	委員	取締役会23回中23回出席	日本銀行におけるシステムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等に基づき、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。

氏名	在任期間	指名・報酬委員会委員	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
森山　　保	2年3か月	委員	取締役会23回中23回出席	公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績を踏まえ、財務及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
藤田　俊晴	8年9か月		取締役会23回中23回出席 監査役会14回中14回出席	当社の主要株主である筆頭株主のＳＢＩホールディングス株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
石崎　敏郎	2年		取締役会23回中23回出席 監査役会14回中14回出席	当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
日高　真理子	2年3か月		取締役会23回中23回出席 監査役会14回中14回出席	ＥＹ新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、財務及び会計に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
岩　下　直　行	2年3か月		取締役会23回中22回出席 監査役会14回中14回出席	日本銀行での長年にわたる金融情報技術にかかる研究に基づく金融とテクノロジー両面の経験・見識を踏まえ、金融とテクノロジーに関する適宜必要な発言を行っております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8	92	－

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の社外役員数は取締役６人、監査役４人であります。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の社外取締役が２人存在していることによります。

4 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	600,000千株
発行済株式の総数	150,793千株

(注) 1．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当年度末における自己株式は、ありません。

2 当年度末株主数　55,584名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	51,552千株	34.18%
ＳＢＩホールディングス株式会社	51,552千株	34.18%
日本証券金融株式会社	3,240千株	2.14%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	2,400千株	1.59%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,000千株	1.32%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,758千株	1.16%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,067千株	0.70%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	1,050千株	0.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	704千株	0.46%
MSIP CLIENT SECURITIES	643千株	0.42%

(注) 1．株式数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
3．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
4．当社は、2023年３月29日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。これに伴い国内外で41,468,400株を売出しました。加えて、オーバーアロットメントにより6,220,200株を国内で売出しました。

4 役員保有株式

該当ありません。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 業務執行社員 指定有限責任社員　畑岡　哲 業務執行社員 指定有限責任社員　須田　峻輔	63	①監査役会は、会計監査人の過去の報酬実績との比較、監査契約書案及び見積書等を調査し、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意をしております。 ②当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務及びバーゼルⅢオペレーショナル・リスク新計測手法導入支援等を委託し、対価を支払っております。

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査並びに金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査に準じた監査並びに金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めて記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は125百万円であります。

2 責任限定契約

該当ありません。

3 補償契約

該当ありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当する場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認める場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告致します。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由が発生した場合及び会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、当社監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

連結貸借対照表 2023年３月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	1,100,449
買入金銭債権	243,353
金銭の信託	13,657
有価証券	558,769
貸出金	6,594,878
外国為替	7,102
その他資産	125,881
有形固定資産	3,790
建物	313
土地	7
リース資産	2
その他の有形固定資産	3,467
無形固定資産	26,908
ソフトウェア	21,008
ソフトウェア仮勘定	3,368
のれん	2,524
その他の無形固定資産	7
繰延税金資産	7,231
貸倒引当金	△3,019
資産の部合計	8,679,004

科目	金額
(負債の部)	
預金	7,975,420
コールマネー及び売渡手形	48,000
債券貸借取引受入担保金	145,885
借用金	300,000
外国為替	1,533
その他負債	74,352
賞与引当金	510
退職給付に係る負債	15
ポイント引当金	952
睡眠預金払戻損失引当金	52
特別法上の引当金	9
繰延税金負債	580
負債の部合計	8,547,313
(純資産の部)	
資本金	31,000
資本剰余金	13,625
利益剰余金	98,723
株主資本合計	143,349
その他有価証券評価差額金	△11,409
繰延ヘッジ損益	△335
その他の包括利益累計額合計	△11,744
非支配株主持分	87
純資産の部合計	131,691
負債及び純資産の部合計	8,679,004

連結損益計算書 2022年４月１日から2023年３月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		98,052
資金運用収益	47,481	
貸出金利息	37,534	
有価証券利息配当金	8,037	
預け金利息	750	
その他の受入利息	1,158	
役務取引等収益	42,182	
その他業務収益	8,104	
その他経常収益	283	
その他の経常収益	283	
経常費用		68,661
資金調達費用	6,706	
預金利息	5,443	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△29	
売現先利息	75	
債券貸借取引支払利息	19	
借用金利息	0	
その他の支払利息	1,198	
役務取引等費用	26,511	
その他業務費用	1,659	
営業経費	32,533	
その他経常費用	1,250	
貸倒引当金繰入額	901	
その他の経常費用	349	
経常利益		29,390
特別損失		359
固定資産処分損	2	
減損損失	242	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
その他の特別損失	111	
税金等調整前当期純利益		29,030
法人税、住民税及び事業税	9,506	
法人税等調整額	△420	
法人税等合計		9,086
当期純利益		19,944
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		19,932

貸借対照表 2023年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	1,094,683
預け金	1,094,683
買入金銭債権	239,325
金銭の信託	13,657
有価証券	568,626
国債	149,840
地方債	17,230
短期社債	13,500
社債	59,975
株式	10,037
その他の証券	318,042
貸出金	6,606,594
証書貸付	6,490,815
当座貸越	115,778
外国為替	7,102
外国他店預け	7,102
その他資産	115,501
未決済為替貸	12,954
前払費用	1,778
未収収益	6,035
先物取引差入証拠金	14,243
金融派生商品	9,750
金融商品等差入担保金	58,345
その他の資産	12,392
有形固定資産	3,626
建物	297
その他の有形固定資産	3,328
無形固定資産	24,107
ソフトウェア	20,753
ソフトウェア仮勘定	3,347
その他の無形固定資産	6
繰延税金資産	6,983
貸倒引当金	△2,604
資産の部合計	8,677,604

科目	金額
(負債の部)	
預金	7,977,700
普通預金	5,856,904
定期預金	1,786,215
その他の預金	334,580
コールマネー	48,000
債券貸借取引受入担保金	145,885
借用金	300,000
借入金	300,000
外国為替	1,533
未払外国為替	1,533
その他負債	72,053
未決済為替借	9,908
未払法人税等	6,542
未払費用	2,325
前受収益	524
先物取引受入証拠金	25,173
金融派生商品	9,599
その他の負債	17,980
賞与引当金	424
ポイント引当金	952
睡眠預金払戻損失引当金	52
特別法上の引当金	9
金融商品取引責任準備金	9
負債の部合計	8,546,612
(純資産の部)	
資本金	31,000
資本剰余金	13,625
資本準備金	13,625
利益剰余金	98,111
利益準備金	6,000
その他利益剰余金	92,111
繰越利益剰余金	92,111
株主資本合計	142,737
その他有価証券評価差額金	△11,409
繰延ヘッジ損益	△335
評価・換算差額等合計	△11,744
純資産の部合計	130,992
負債及び純資産の部合計	8,677,604

損益計算書 2022年４月１日から2023年３月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		94,044
資金運用収益	47,329	
貸出金利息	37,415	
有価証券利息配当金	8,037	
預け金利息	750	
その他の受入利息	1,125	
役務取引等収益	39,051	
受入為替手数料	2,486	
その他の役務収益	36,565	
その他業務収益	7,485	
外国為替売買益	2,595	
国債等債券売却益	1,929	
金融派生商品収益	2,654	
その他の業務収益	305	
その他経常収益	178	
株式等売却益	87	
その他の経常収益	90	
経常費用		65,008
資金調達費用	6,693	
預金利息	5,443	
コールマネー利息	△29	
売現先利息	75	
債券貸借取引支払利息	19	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,182	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	26,554	
支払為替手数料	2,138	
その他の役務費用	24,415	
その他業務費用	1,418	
国債等債券売却損	1,313	
その他の業務費用	105	
営業経費	29,604	
その他経常費用	738	
貸倒引当金繰入額	394	
株式等売却損	258	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	74	
経常利益		29,035
特別損失		359
固定資産処分損	2	
減損損失	242	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
その他の特別損失	111	
税引前当期純利益		28,676
法人税、住民税及び事業税	9,048	
法人税等調整額	△263	
法人税等合計		8,785
当期純利益		19,890

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

住信SBIネット銀行株式会社
　取締役会　御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　畑岡　哲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須田峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

住信SBIネット銀行株式会社
　取締役会　御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　畑岡　哲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須田峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に直接又はオンライン形式等で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役２名が子会社の監査役を兼職している子会社についてはこれら兼職している常勤監査役が当該子会社の監査役として当該子会社の取締役会に出席するほか、その他の子会社も含め子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役員等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月15日

住信SBIネット銀行株式会社　監査役会

常勤社外監査役 **藤　田　俊　晴** ㊞

常勤社外監査役 **石　崎　敏　郎** ㊞

社 外 監 査 役 **日　高　真理子** ㊞

社 外 監 査 役 **岩　下　直　行** ㊞

以　上

株主総会　会場ご案内図

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

会場

ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター ROOM H+I
東京都港区六本木三丁目２番１号　住友不動産六本木グランドタワー９階



交通ご案内

● 東京メトロ六本木一丁目駅（西改札直結）

会場には駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT